

エフエム群馬放送番組審議会議事録

1 開催年月日 令和4年10月11日（火）14時00分～14時50分

2 開催場所 エフエム群馬3F会議室

3 委員の出欠

委員総数 7名

出席委員 5名

出席委員の氏名

小 淵 紀久男 委員長

小 林 徹 副委員長

前 川 尚 子 委員

須 田 真 理 委員

沼 田 真由美 委員

放送事業者側出席者名

塚 越 正 弘 代表取締役社長

金 井 政 人 取締役

若 井 孝 仁 編成部長

森 田 藍 子 事務局（編成部員）

角 田 侑 子 事務局（編成部員）

4 議 題

(1) あいさつ

(2) 報告・説明

(3) 意見交換

5 議事の概要

(1) あいさつ（小淵委員長）

本日は「放送基準の改正」についての説明となります。

(2) 報告・説明（若井編成部長）

<実施企画>

■10/1（水） 11:00～11:55、12:00～12:55

新社屋グランド OPEN 記念 特別番組「ワクワクマシマシ ラジオ」

ゲスト：12時台に、中山秀征さん、加藤ナナさん
放送後、「つどにわ」でトークショーやミニライブの実施

■10/2（日） 13:00～13:55

特別番組「JA収穫感謝祭2022」
JA 亀里ビル駐車場から公開生放送。

■10/2（日） 19:00～19:55

FM GUNMA Artist Program「NOTICE～FOMARE SPECIAL」
注目のアーティストを紹介する55分番組を年4回予定のうち2回目。

■10/5（水） 14:00～14:55

スマーク伊勢崎 特別番組「もったいないは地球を救う」
9/29（木）公開収録の様態を放送。 出演：内藤聡、アンカンミンカン富所

■10/9（日） 19:00～19:55

民放連「スピーカーでラジオを聴こう」キャンペーン
民放ラジオ99局“スピーカーでラジオを聴こう”キャンペーンの一環
として、キャンペーンアンバサダーを務める松任谷由美が出演。
ラジオコンテンツをスピーカーで聴く楽しみを多くの人に訴えかける内容の特別
番組。

■10/15（土） 12:00～12:55

公開生放送「共愛学園前橋国際大学 シャロン祭2022」
学園祭の会場から55分の生放送。

■10/16（日）

公開収録「Da-iCE 和田颯のハヤラジ 公開収録+トークショー」
共愛学園前橋国際大学 シャロン祭の会場で実施。

■10/22（土） 12:00～12:55

公開生放送「高崎健康福祉大学 藤龍祭」
学園祭の会場から55分の生放送。

■11/3（木・祝）

148neo 物販イベント。 しののめ信用金庫 3F イベントスペースにて

■11/5（土） 12:00～12:55

公開生放送「片品村観光協会 公開生放送」
道の駅「尾瀬かたしな」から55分の公開生放送

■11/6（日） 13:00～13:55

特別番組「プレミアムシート」 ゲスト：TARAKO（声優）

プレミアムなゲストをお迎えして、1年に2回放送される特別番組。

- 6 諮問 エフエム群馬放送基準の改正についての諮問を実施。
エフエム群馬では、民放連＝日本民間放送連盟の放送基準を準用して局の放送基準を定めており、放送基準の改正は番組審議会への諮問事項となっている。来年4月に準用元の民放連の基準が改正されることから、今番組審議会で諮問を実施した。諮問にあたって、改正対象の45条文について、新旧比較表に基づき内容や理由、背景等を説明。

7 意見交換

（1）意見内容

ア 報告を受けての意見。

・特になし

イ 「民放連放送基準」改正についての意見・質問

- ・「など」という表現は、解釈を拡大できて便利な条文の文言だが、「民放連放送基準」には、「など」があまり使われていない。報道や公共表現においては、文言の解釈を限定的にした方が、聴取者の正確な情報取得に寄与することになる。したがって、「など」という文言の使用頻度の低い、改正放送基準は、聴取者の利益を第一にという理念に合致していると思われる。
- ・民放連放送基準はカタカナを多用している。カタカナで表記されるものは外来語であるので意味の規定が曖昧になってしまい、拡大解釈につながる恐れがある。
- ・第15章「広告の表現」の「ニュース」という文言は、「報道」という表記にした方がいいのではないか。カタカナで表現してしまうと、受け取る人によって意味が多様になってしまう。
- ・語意が1つであることが重要だと思う。放送の現場ではこの文言の意味はこうであるとの確固たる定義づけがあればいいが、意味の幅を持たせたままの文言を「放送基準」で使うのは、差し障りがあると思う。
- ・民放連の放送基準は、どのくらいの期間で改正するのか。
エフエム群馬の回答：具体的な年数は決まっていないが（概ね5年程度）、現行の放送基準では、世の中の変化の中で対応しきれない面も出てきた。例えば、不景気で広告の基準が緩み、消費者庁から措置命令が出されたり、社会の人権意識の高まりや価値観の多様化に対応しきれないという課題。このような課題

を網羅し解決しようと、民放連の放送基準審議会が時間をかけて審議し、今回の大幅な見直しとなった。

- ・第5章「教育・教養の向上」、第9章「暴力表現」の改正は今回はないのか。
エフエム群馬の回答：暴力表現は以前から問題となっており、過去の改正で見直しを行っている。ただ、社会状況の変化によっては、改正していかなければならない。今回は、第5章、第9章の改正はなかったが、SNSの力が影響を強める世の中で、信頼しうるメディアであり続ける必要があると日々感じている。
- ・今までに、人権侵害や児童青少年への配慮不足、性に関する表現の問題の指摘を、聴取者から受けたことがあるのか。
エフエム群馬の回答：社会にある固定観念（例えば、社会的・文化的に作られてしまう男性と女性の役割の違いなど）そのままの表現をしてしまうと、聴取者から指摘を受ける。また、健康に関する情報については、聴取者から敏感な反応がある。
- ・民放連放送基準をエフエム群馬の番組基準として準用することのだが、エフエム群馬独自の放送基準を作る考えはないのか。
エフエム群馬の回答：民放連放送基準は放送していく上で問題となる点をほぼ網羅しているので、独自の基準は作らず、民放連の基準を準用していこうと考えている。また、課題の事例が積み上がっているところは、日々注意を払っていかうと思う。
- ・放送基準の改正について社員に説明するのか。
エフエム群馬の回答：改正の過程でこれまでも放送基準が変わることを社員に告知しており、改正決定後も研修を行う。民放連も価値観の多様化に対応するための研修会を開催しており、その都度当社も参加し、人権意識等を高めようと努めている。

ウ その他の番組への意見

特になし

エ エフエム群馬全体に対する意見

特になし

- 8 審議機関の答申又は改善意見に対して取った措置及び年月日
答申又は改善意見なし。
- 9 審議機関の答申又は意見の概要を公表した場合におけるその公表の内容、方法及び年月日

- (1) 放送 10月29日(土) 20:55 番組審議会報告番組内
- (2) 書面 10月31日(金) 上毛新聞に掲載
本社事務所に備え置き
- (3) インターネット エフエム群馬ホームページ内

令和4年10月24日 議事録確認
エフエム群馬放送番組審議会
委員長 小淵 紀久男